

字

平成22年11月12日

山梨県知事 横内正明 殿

山梨県特別職報酬等審議会  
会長 日高昭夫



議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の  
給料の額改定について（答申）

平成22年10月25日付け人第2414号で諮問のあったことについて、慎重に  
審議を重ねた結果につきまして、次のとおり答申します。

また、これに併せ求められた議会の議員、知事及び副知事の期末手当等についての意見  
は、付記のとおりです。

1 報酬等の改定額

・ 議長	910,000円
・ 副議長	820,000円
・ 議員	770,000円
・ 知事	1,250,000円
・ 副知事	960,000円

2 改定期限

可及的速やかに改定すべきである。

3 説明

現行の特別職の報酬等の額は、平成9年1月1日に改定したところであるが、その後13年余が経過し、この間、情勢は次のように変化している。

(1) 一般職については、平成9年度以降ほぼ毎年度にわたり給与改定が実施されているが、平成14年度以降は減額傾向で推移しており、今年度においても△0.38%の改定が県人事委員会から勧告されている。

また、この間の改定率の連乗は、△0.87%となっている。

(2) 本県が平成9年1月1日に現行報酬等の額に改定した以降、30都府県で改定が行われている。

こうした中で、現在の本県の特別職の報酬等の額については、人口規模類似県と比較した場合、いずれも概ね平均的な水準にあるものと考えられる。

したがって、現時点で大幅な改定を行う必要はなく、一般職並びに国及び他の都道府県との均衡、現下の社会経済情勢等を総合的に勘案した結果、特別職の報酬等の額については、一般職の平成9年度以降の給与改定率の連乗を目安に、すべての職について△1%程度の見直しを実施することとして、可及的速やかに改定することが適当であると判断したものである。

## [意見]

### 1 議会の議員、知事及び副知事の期末手当、知事、副知事の退職手当の額

#### (1) 期末手当の額について

期末手当の額は、基本的に給料月額に役職に応じた加算率及び支給月数を乗じて算出されているが、本県においては、支給月数については、知事、副知事が県の一般職に、正副議長、議員が国の指定職に準じて、それぞれ別に定められる一方で、加算率については、独自に同一の率を用いる特殊な算定方式を採用しており、結果として、人口規模類似県とその水準を比較した場合、知事、副知事については高く、議員については低くなっている。

このため、期末手当の額の算定に当たっては、国及び他の都道府県との均衡に配慮するとともに、二元代表制の下における首長と議員の均衡に配慮する観点からも、国の指定職の加算率、支給月数に準じて、同一の算定方式に改定することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
加算率	20%	→ 45%
支給月数 知事及び副知事	4. 1月	→ 3. 1月
(議会の議員については既に現行3. 1月)		

〔※ 本年の人事院勧告を踏まえた国の指定職の期末手当等の改定の動向については、別途反映されたい。〕

#### (2) 退職手当の額について

知事、副知事の退職手当の額は、基本的に給料月額に在任月数及び役職に応じた支給率を乗じて算出されているが、人口規模類似県と比較した場合、知事は、平均額を上回る額となっており、副知事は、ほぼ平均額となっている。

退職手当の額については、現下の社会経済情勢に鑑み人口規模類似県との均衡に配慮したものとすることが適当と考えられることから、知事について、支給率の改定を実施することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
支給率 知事	0. 65	→ 0. 62

### 2 教育長、代表監査委員、公営企業管理者の給料、期末手当、退職手当の額

#### (1) 教育長、公営企業管理者について

##### ① 給料の額

教育長及び公営企業管理者の給料については、人口規模類似県と比較した場合、いずれも概ね平均的な水準にあるものと考えられる。

このため、知事の給料の改定に準じ、△1%程度の見直しを実施することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
教育長	800, 000円	→ 790, 000円
公営企業管理者	820, 000円	→ 810, 000円

② 期末手当の額

算定方法において、他の都道府県との均衡が図られていないため、その額は、人口規模類似県の平均額と比較しても高くなっている。

このため、知事等の改定に準じ、国の指定職の加算率、支給月数に準じた算定方法に改定することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
加算率	20%	→ 45%
支給月数	4. 1月	→ 3. 1月

③ 退職手当の額

人口規模類似県と比較した場合、いずれも平均額を上回る額となっており、給料額の改定と併せ、支給率の改定を実施することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
支給率 教育長	0.30	→ 0.27
公営企業管理者	0.35	→ 0.28

(2) 代表監査委員について

① 給料の額

代表監査委員の給料については、人口規模類似県と比較した場合、かなりの高水準となっており、その職務と責任は他の都道府県と基本的に異なるものではないことから、人口規模類似県の平均額をベースに、大幅な減額改定を実施することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
	780, 000円	→ 610, 000円

② 期末手当の額

給料額の改定と併せ、知事等の改定に準じ、国の指定職の加算率、支給月数に準じた算定方法に改定することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
加算率	20%	→ 45%
支給月数	4. 1月	→ 3. 1月

③ 退職手当の額

人口規模類似県と比較した場合、平均額を大きく上回る額となっており、給料額の改定と併せ、支給率の改定を実施することが適当と考えられる。

	現 行	改 定
支給率	0.20	→ 0.14

### 3 行政委員の報酬の在り方

非常勤の行政委員の報酬について、日額制か月額制か、あるいはそれ以外の方法で報酬を支給すべきかは、本来、専ら地方公共団体の議会の自治的裁量に任されていると考えるべきであり、地方自治の原則に則り、その地域の経済状況や住民・有権者の意識、行財政の実情、特別職の報酬等の状況などを踏まえながら、行政委員会の委員の職責や勤務の実態などに照らして、議会が総合的に判断すべきであると考える。

しかしながら一方で、本県における行政委員の報酬については、一部の行政委員を除き、月額報酬制が採用されているが、当該制度は、長年にわたって体系的な見直しが行われておらず、勤務実態や報酬の水準などの点で様々な歪みが生じている。

特に、報酬月額を勤務日数で除した場合の1日当たりの報酬額が、国の非常勤の委員の報酬限度額（35,200円/日）と比較しても高額であるもの（労働委員会委員 109,286円/日など）が多く見られること、また、勤務実態について行政委員の間で無視できない程度の格差が生じていること（教育委員会委員長 9.3日/月に対し、労働委員会委員 1.4日/月など）、更に、勤務実態の格差が広がるにつれ、報酬のウエイトについても大きな格差が生まれていること（労働委員会委員 109,286円/月に対し、公安委員会委員 23,289円/日など）などは、早急に改善すべき課題と考える。

このため、当審議会としては、これらの課題の解消に向け、月額報酬制を採用している行政委員について原則として全て日額報酬制に改めるなど、その報酬の在り方について、次のとおり提言する。

#### （1）日額報酬制への変更

現行の月額報酬制の課題を是正するためには、原則として全ての行政委員について勤務日数を基礎とした日額報酬制に変更することが、最も合理的である。また、日額の算定に当たっては、既に日額報酬制を導入している他県の例にならい、代表監査委員の報酬月額（勤務日数1日当たりの単価）などを参考としつつ、以下の（2）及び（3）の要素を加味した適切なものとすることが妥当であると考える。

#### （2）職責・勤務等の特殊性を考慮した報酬制度の構築

執行機関としての一翼を担う行政委員の担任する事務や勤務内容は、非常勤とはいえ、一般の審議会等の委員とは異なる職責や制限が課せられ、行政処分や調停などにより直接住民等の利害や権利等を制約しうる重大な責務を負っていることを考慮することが必要である。

また、いわゆる非勤務日における自己研鑽、事務局との連絡や事前準備など、勤務日数だけでは換算できない勤務実態があることも考慮に入れる必要がある。

#### （3）県民誰もがわかりやすい簡素で一貫性のある仕組みの導入

新たな行政委員報酬制度の導入に当たっては、その透明性を一層高め、県民誰もがわかりやすい簡素で一貫性のある仕組みにすることが重要である。

日額報酬制への変更に当たっては、異なる行政委員会の間の委員の職責や勤務密度の軽重を比較衡量することは現実には極めて困難であることから、原則として同一の報酬額を適用することが最も合理的である。

また、同一の委員会内における委員長（会長）等とそれ以外の委員との間の職責や勤務密度の違いも考慮する必要があり、変更に当たってこれらを一律に適用すべきである。

特別職報酬等改定状況一覧表（答申・意見に基づく試算）

(単位：円・%)

	報酬・給料月額				期末手当(年間支給額)				退職手当支給額				任期中支給金額			
	現行額	改定額	増減額	改定率	現行額	改定額	増減額	改定率	現行額	改定額	増減額	改定率	改定前	改定後	増減額	改定期
議長	920,000	910,000	△ 10,000	△ 1.09	3,422,400	3,892,525	470,125	13.74	-	-	-	-	57,849,600	59,250,100	1,400,500	2.42
副議長	830,000	820,000	△ 10,000	△ 1.20	3,087,600	3,507,550	419,950	13.60	-	-	-	-	52,190,400	53,390,200	1,199,800	2.30
議員	780,000	770,000	△ 10,000	△ 1.28	2,901,600	3,293,675	392,075	13.51	-	-	-	-	49,046,400	50,134,700	1,088,300	2.22
知事	1,260,000	1,250,000	△ 10,000	△ 0.79	6,199,200	5,346,875	△ 852,325	13.75	39,312,000	37,200,000	△ 2,112,000	△ 5.37	124,588,800	118,587,500	△ 6,001,300	△ 4.82
副知事	970,000	960,000	△ 10,000	△ 1.03	4,772,400	4,106,400	△ 666,000	13.96	20,952,000	20,736,000	△ 216,000	△ 1.03	86,601,600	83,241,600	△ 3,360,000	△ 3.88
教育長	800,000	790,000	△ 10,000	△ 1.25	3,936,000	3,379,225	△ 556,775	14.15	11,520,000	10,238,400	△ 1,281,600	△ 11.13	65,664,000	61,675,300	△ 3,988,700	△ 6.07
代表監査委員	780,000	610,000	△ 170,000	△ 21.79	3,837,600	2,609,275	△ 1,228,325	32.01	7,488,000	4,099,200	△ 3,388,800	△ 45.26	60,278,400	43,816,300	△ 16,462,100	△ 27.31
公営企業管理者	820,000	810,000	△ 10,000	△ 1.22	4,034,400	3,464,775	△ 569,625	14.12	13,776,000	10,886,400	△ 2,889,600	△ 20.98	69,273,600	63,625,500	△ 5,648,100	△ 8.15

※ 期末手当及び任期中支給金額については、本年の人事院勧告における國の指定職の期末手当等の支給月数の引き下げ（現行3.1月→2.95月）を反映して試算を行っている。